

復興整備計画

（第9回変更）

楢葉町・福島県

平成28年11月30日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

檜葉町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- 地震・津波災害と原子力災害を克服し、より健康で暮らしやすい、新しい檜葉の礎をつくる。
～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～
- ① 安心で暮らしやすい移転先の確保を図る。
 - ・津波被災者の意向を尊重し、かつ従来の地域コミュニティを維持しながら適地に防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備を進め、居住の確保と定住化に努める。
- ② 津波防災地域づくりの総合的推進を図る。
 - ・安全と安心を第一とし、景観等にも十分配慮しながら多重防御を基本とした防潮堤や海岸防災林等の津波防御施設の整備により適切な防災・減災対策を図り、かつ避難道路の整備や避難誘導・津波浸水履歴表示板の設置、津波防災教育施設の整備、ハザードマップの作成などハードとソフトの施策の組み合わせにより住民の生命と財産を守る。
- ③ コンパクトなまちづくりを目指す。
 - ・原発事故による全町避難からの早期帰還を目指すとともに、高齢化や人口減少を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。
- ④ 新規人口の受け皿づくりとしての土地利用に取り組む。
 - ・双葉郡の町村には、放射線量が高く、すぐには帰還困難な地域があることから、他町村被災者の受け皿づくりや仮役場の機能確保に有効な土地の利用を講じる。
- ⑤ 被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用を進める。
 - ・除染作業や廃炉作業の推進並びに緩衝ゾーンのための計画的土地利用に加え、今回の災害教訓を踏まえ、地震津波災害は無論のこと廃炉作業等に係る緊急事態を想定した多角的な土地利用を講じる。
- ⑥ 地域産業の再生と新たな産業の創出のための土地利用に取り組む。
 - ・農業を基幹産業とした中山間地域であることから、農地の復旧と農業の復興を最優先に取り組む。
 - ・避難指示が解除され、「福島県営農再開支援事業」を活用し、檜葉町農業復興組合を中心に農地の保全管理を進めながら、小規模ではあるが水稻の作付けや花き栽培、畜産も再開され、今後、本格的な営農再開を目指し、一人でも多くの農業者が町に戻り営農再開できるよう、各種条件整備に取り組む。
 - ・被害が甚大または長期避難等により営農の再開が困難な箇所については、農地の再編等を行い、農家の生活向上に資する新たな産業の創出に取り組む。
 - ・地域の産業回復に向けて、企業の帰還と新たな産業育成を図り、雇用の場の確保のための**土地利用産業団地整備**に取り組む。
- ⑦ 農業の再構築・新産業化を図る。
 - ・基幹産業であった農業は、後継者不足などの問題に直面しているが、そのような実態を踏まえ、農業復興組合をはじめとする農業法人の育成など生産主体を強化して農業の再構築を図る。
 - ・長期避難により耕作が困難となった農地を活用して、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組む。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①「災害に強い地域づくり」の観点から、津波による災害の危険が著しい区域については、災害危険区域の指定により原則非可住地とする。津波被害者に対

し浸水区域外の安全な内陸部に宅地を整備し防災集団移転を推進する。

- ② 海岸部は防潮堤の再整備を行い、その内側に津波被害の減災にも資する海岸防災林を整備する。また防潮堤の嵩上げに併せて河川堤防の整備を行う。
 - ③ 津波被害を受けた農地は、災害復旧事業により農地の再生を行う。
 - ④ 防災集団移転元地の宅地及び農地の一部については、河川堤防、海岸防災林、道路の嵩上げ、新たな産業施設等の用地として、町復興計画の土地利用方針に沿って有効活用を図り、広域道路網の充実と地域活性化や交流促進を図る。
 - ⑤ 原子力発電所に隣接する地域については、新たな産業技術を集積し、住民の雇用の場確保を図る。
 - ⑥ 避難道路等の町内道路整備を促進するとともに、常磐自動車道の復興ICの整備、竜田駅東口駅前広場の整備を図る。
 - ⑦ 今後の複合かつ広域的な「防災・減災」対策として、安全かつ交通の利便性の高い場所に都市防災エリアの設置を図る。
 - ⑧ 震災前の土地利用や産業の状況を踏まえつつ、震災からの復興、それに伴う新たなニーズに対応するために、農用地との調和を図りながら、災害に強い地域づくりに向けた土地利用の転換を図る。
- 復興整備事業の概ねの区域を表示した1/20,000地形図（別添のとおり）。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 宅地：従来のコミュニティ確保及びコンパクトな市街地形成の観点から、「コミュニケーションと共助」・「ゆとりと健康」・「防災と災害対応力」に配慮した施設・空間を備えた、住宅団地及び災害公営住宅の住宅団地を整備する。また、町民の暮らしの再生と新たな居住を促進するため、医療・福祉・商業・交流施設等は集約化を図り、復興拠点の中心街区と位置付ける。
- ② 農地：農地の災害復旧は大半が完了し、営農再開に向けた準備も整いつつある。なお、長期避難により耕作放棄地の増大が予測されることから、農地中間管理事業による担い手への農地集積にも取り組む。また、植物工場などの新たな営農の形態や再生可能エネルギー産業での土地の利活用についても検討を行っていく。
- ③ 海岸防災林：従前のT.P6.2mからT.P8.7mに嵩上げ整備する防潮堤に併せ、今後の津波発生時の減災に資するよう林帯幅150～250m程度を基本として整備を行う。その際、土盛り部分に災害ガレキ等の活用を検討する。また、河口部分の河川堤防についても防潮堤に合わせて嵩上げ整備を行う。
- ④ 道路・鉄道：避難道路の整備や常磐自動車道への復興ICの整備、JR鉄道再開通に伴うJR竜田駅東口パーク&ライド機能を持たせた駅前広場の整備など交通ネットワークの構築を図る。
- ⑤ 都市防災施設：町南端部の工業団地やJヴィレッジなどが存する区域を都市防災エリアに位置づけ、オフサイトセンターと連携した防災・医療・教育・観光等多機能拠点施設の整備と廃炉産業などの企業集積を図る。また、JR竜田駅周辺には廃炉や除染事業の最前線基地として、作業員宿舎や事業所用地など土地区画整備を行い、事業を後押しすることにより、町復興の加速化と帰町住民の安全確保を図る。
- ⑥ 造成宅地滑動崩落緊急対策：地震の滑動や崩落により被害を受けた中満住宅団地について、一部農地を利用し滑動崩落防止緊急対策を行い、造成団地の住環境回復と隣接する町道等公共施設の保全を図る。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	B 地区	事業名称：防災集団移転促進事業〔(仮称)一ツ屋団地（檜葉南小学校周辺地区内）〕 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	G 地区	事業名称：コンパクトタウン事業〔防災集団移転促進事業〕 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業	A 地区	事業名称：造成宅地滑動崩落緊急対策事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	B 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業〔(仮称)一ツ屋団地（檜葉南小学校周辺地区内）〕 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	C 地区	事業名称：竜田駅東側地域開発事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（2工区～13工区） 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	D 地区	事業名称：診療所用地造成事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度

E地区	事業名称：廃炉関連企業事業所等整備事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
F地区	事業名称：産業再生エリア整備事業（1期分・ <u>2期分</u> ） 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>30</u> 事業予定期間：平成27年～平成28年度
G地区	事業名称：コンパクトタウン事業〔災害公営住宅整備事業・宅地造成事業(1期分・2期分)・商業・交流施設整備事業〕 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
H地区	事業名称：波倉地区太陽光発電所整備事業 実施主体：檜葉新電力合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
I地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）波倉地区海岸 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
J地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）木戸川宿田1号 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
K地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）木戸川宿田2号 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
L地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）前原地区海岸 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度

M地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）山田浜地区海岸 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
N地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）井出川 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
O地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）井出地区海岸 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
P地区	事業名称：道路橋りょう整備事業 県道広野小高線 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度
Q地区	事業名称：農業用施設整備事業 実施主体：檜葉町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～平成30年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成25年度～平成30年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	造成宅地滑動崩 落緊急対策事業	A地区		○			○						
2	集団移転促進事 業及びその他施 設の整備に関す る事業	B地区	○										
			○										
3	その他施設の整 備に関する事業	C地区	○										
			○ (2, 3, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 13 工区)										
4	その他施設の整 備に関する事業	D地区	○										
			○										
5	その他施設の整 備に関する事業	E地区	○										
			○										
6	その他施設の整 備に関する事業	F地区	○										
			○ (1期分)										
7	集団移転促進事 業及びその他施 設の整備に関す る事業	G地区	○										
			○										

8	その他施設の整備に関する事業	H地区	○										
			○										
9	その他施設の整備に関する事業	Q地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・本町の主な基幹産業である農業は津波被害により、約145haの農用地が浸水し、地盤沈下や農業施設の甚大な被害を受け、また町内全域においても地震により農業施設が損壊していることから、津波被災農地のガレキ・ヘドロ除去対策、町内全域の農道・ため池・用排水路等の基盤施設復旧対策、排水機場の復旧対策を推進し、農用地の復旧復興を図る。
- ・町内全域、原子力災害を被ったことから、除染実施計画に基づき、国・県・関係機関と連携して、安全な農地の復旧を推進し、安全安心な農作物の再生産の実現を図る。
- ・震災の影響により、農地復旧に時間を要することや風評被害に対応し、引き続き水稻を中心とした土地利用型農業の振興を図る。
- ・基幹農業者や農業組織体への農地の集積により大規模水田農業の実現を図るとともに、農業法人や集落営農等の営農組織体の設立を促進、育成を支援し、農業経営体の基盤強化を図る。
- ・「建物解体廃棄物仮置き場」として、復興を支える役目を果たした農地は、特に「原風景を取り戻す農業再生」を図る。
- ・長期に渡る避難生活により本町の農業の再生については、「大幅な農業従事者の減少」「長期避難による農業機材の老朽化に伴う農業用施設の整備」「風評被害等による意欲の低下」などの課題が見られる。その中で積極的に農業を再開しようと考えている農家をサポートすることが非常に重要である。楡葉で農業ができることを「見える化」することにより、今はまだ農業の再開を迷っている農家が農業を再開する後押しとなるよう、浜通りを牽引する農業モデルの形成を目指す。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・津波の被害を受けた波倉、下井出、北田、前原、山田浜地区の農地(約145ha)については、ガレキ・ヘドロ除去対策により復旧し、町内全域の農道や用排水路、畦畔が損壊した水田については、基盤施設整備により原形復旧し、早急な農業の復興と生産性の高い営農を実現する。
なお、防災集団移転元地の介在農地も含めて、沿岸部や集落周辺に散在する小規模な農地については、今後、復興計画の推進に合わせ復旧または適切な土地利用を検討していく。また、地盤沈下の状況が著しい箇所もあるため、整備の方策も含め協議を重ねていく。
- ・山田川河口の排水機場の復旧工事や損壊したため池復旧工事を推進する。なお、排水機場の位置及び規格については沿岸部の津波防御施設に合わせて計画する。
- ・原子力災害による町全域の農地除染（反転耕・表土除去等）を行い、従来の農山村環境を取り戻し、安全・安心の農産物の生産・出荷の再開を目指す。
- ・震災の影響により避難からすぐに帰還しない農業者もいることから、これからの地域農業を支えていく意欲のある担い手への農地集積や育成を進め、農業法人の設立を促し、農地の保全や農業文化の継承、収益性の高い農業を展開する。
- ・長期放置または津波により流出した耕作機械など、農業再開に関する経済的負担の低減を図るため、農業用機械を準備し、被災した農業者で構成する農業法人へ貸与することで、地域の意欲ある経営体の育成・確保及びいち早い経営再開を総合的に支援する。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・津波浸水区域を始めとした町内被災農地(約145ha)について、災害復旧事業を行い、震災前と同様の面積での農業生産基盤を確保し、早急な農業の復旧・復興を実現する。
- ・避難からすぐに帰還しない農業者や放射性物質の影響により耕作を見合わせる農地が多くなることが想定されることから、農業委員会と協力し、意欲のある担い手への農地集積や育成、人・農地プランに基づく農地中間管理機構の活用、農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、耕作放棄地の発生を防いで優良農地の確保と農業生産性の向上を図る。
- ・津波被災者の集団移転や放射性物質の比較的高線量地域からの移転先の住宅用地等への農地転用は、地域コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを行うために必要最小限度とする。
- ・雇用創出及び新規進出事業者の受け皿としての産業団地整備については、事業者のニーズを把握しながら、必要最小限度の農地転用とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・津波浸水区域も含めて、被災農地は復旧・復興を基本とし、再整備した農地は震災前と同じように水稻を中心とした作付けを行うが、甚大な被害を受けた沿岸部の農地は植物工場の誘致や浜通りの温暖な気候を活かした花卉など収益性の高い施設園芸の導入を検討する。
- ・防災集団移転など新たな住宅地の整備箇所については、農用地を含む場合、地域農業に極力影響がないよう配慮することを前提として、被災者の集団移転先の意向とコンパクトタウンの形成を考慮する。
- ・防災集団移転させる住宅地と隣接していた農用地(約4.0ha)も含めた跡地利用については、復興まちづくり計画の土地利用方針に沿って、津波被害を軽減するための堤防の嵩上げや海岸防災林、減災の役割も担う避難道路の整備、新たな農業施策とした植物工場などに有効活用する。なお、施設整備にあたっては、周囲の農地の利用に影響がないよう十分配慮する。
- ・避難指示解除後、すぐには戻らない農業者、離農を考えている農業者の所有農地など、遊休農地化が懸念される農地に関しては農地中間管理機構や農業委員会と協力しながら、やる気のある担い手や規模拡大を希望している農業者等へ集積していく。
- ・雇用創出及び新規進出事業者の受け皿としての産業団地整備については、地域農業に極力影響がないよう配慮することを前提として計画を進める。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A地区	中満地区	造成宅地滑動崩 落緊急対策事業	住宅地	2.6ha	0.3ha	0.3ha	0.3ha	檜葉町	H25～26	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	
B地区	（仮称）一ツ 屋団地地区	集団移転促 進事業及び その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	檜葉町	H26～27	45 (10)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	<p>I地区（波倉地区） 面積：8.4ha、非線引き都市計 画区域の用途地域外、1戸（3人） 移転跡地：植栽等による自然的 土地利用海岸防災林として利用 予定</p> <p>III地区（前原地区） 面積：5.5ha、非線引き都市計 画区域の用途地域外、6戸（25 人） 移転跡地：植栽等による自然的 土地利用海岸防災林として利用 予定</p> <p>IV地区（山田浜地区） 面積：9.7ha、非線引き都市計 画区域の用途地域外、3戸（17 人） 移転跡地：植栽等による自然的 土地利用海岸防災林として利用 予定</p>

C地区	堂ノ前地区	その他施設の整備に関する事業	事業用地、 企業宿舍等	9.5ha	9.0ha	9.0ha	9.0ha	檜葉町	H26～28	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外
	2工区			1.1ha	0.9ha	0.9ha	0.9ha				
	3工区			1.4ha	1.3ha	1.3ha	1.3ha				
	4工区			0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha				
	5工区			2.8ha	2.8ha	2.8ha	2.8ha				
	6工区			0.4ha	0.4ha	0.4ha	0.4ha				
	7工区			0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha				
	8工区			0.2ha	0.2ha	0.2ha	0.2ha				
	9工区			0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha				
	10工区			1.8ha	1.6ha	1.6ha	1.6ha				
	11工区			0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha				
	12工区			1.0ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha				
	13工区			0.4ha	0.4ha	0.4ha	0.4ha				
	D地区			中満地区	その他施設の整備に関する事業	診療所	0.5ha				
E地区	佐野地区外	その他施設の整備に関する事業	事業用地、 企業宿舍等	1.1ha	0.6ha	0.6ha	0.6ha	檜葉町	H27～28	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外
F地区	北谷地地区外 1期分 <u>2期分</u>	その他施設の整備に関する事業	工場敷地	<u>11.9ha</u> 3.3ha <u>8.6ha</u>	<u>7.7ha</u> 3.2ha <u>4.5ha</u>	<u>7.7ha</u> 3.2ha <u>4.5ha</u>	<u>7.7ha</u> 3.2ha <u>4.5ha</u>	檜葉町	<u>30</u> H27～28	—	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外
G地区	中満地区	集団移転促進事業及び その他施設の整備に関する事業	住宅地	14.3ha	13.1ha	13.1ha	13.1ha	檜葉町	H27～29	370 (168)	【津波被災地区】 I地区（波倉地区） 面積：8.4ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、8戸（20人） 移転跡地：植栽等による自然的土地利用海岸防災林として利用予定 II地区（下井出地区） 面積：1.7ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、2戸（2人） 移転跡地：植栽等による自然的土地利用海岸防災林として利用

												予定 III地区（前原地区） 面積：5.5ha、非線引き都市計 画区域の用途地域外、1戸(3人) 移転跡地：植栽等による自然的 土地利用海岸防災林として利用 予定 IV地区（山田浜地区） 面積：9.7ha、非線引き都市計 画区域の用途地域外、5戸(5人) 移転跡地：植栽等による自然的 土地利用海岸防災林として利用 予定 【地震被災地区】 町内全域、非線引き都市計画区 域の用途地域外、108戸(208人)
H地区	波倉地区	その他施設 の整備に 関する事業	太陽光発電 所	25.9ha	19.4ha	19.4ha	16.3ha	檜葉新 電力合 同会社	H27～29	—	非線引き 都市計 画区 域の用 途地 域外	
Q地区	大師作地区外	その他施設 の整備に 関する事業	農業用施設	1.6ha	1.6ha	1.6ha	1.6ha	檜葉町	H28～30	—	非線引き 都市計 画区 域の用 途地 域外	
計				68.1ha 59.5ha	52.9ha 48.4ha	52.9ha 48.4ha	49.8ha 45.3ha			415 (178)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A地区（中満地区）「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (A地区)	県営ほ場 整備事業	北田	福島県	23.6ha	平成4 ～平 成10	0.3ha 用排水路 パイプライン 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、今時地震により滑動崩落が生じた造成宅地に隣接する農地である。当事業は住宅団地及び隣接する町道等公共施設の保全を早急に実施するもので、保全対策工法として造成盛土を押さえるための押え盛土用地として必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H25.10）並びに檜葉町土地改良区（H25.10）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・既存農業施設は事業地外の所定の位置に原形に復して移設し、機能を補償する計画となっている。押え盛土の設置については、現況盛土の増設であり、南側に位置していないことから日照上の影響がない計画となっている。敷地内の排水処理についても排水流量計算により既存の流下用排水路に影響のないよう防災対策を講じる。敷地外周は道路及び水路で囲み農地に直接隣接する箇所がないように計画する。建設する住宅は低層であり、また敷地境界から日照上の影響がない距離をとるよう計画する。敷地内の排水処理についても排水流量計算により既存の流下排水路に影響のないよう防災対策を講じる。</p>									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>・当該事業が完了した後、速やかに農用地利用計画の変更を実施する。</p>									

- （注）（1） 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- （2） 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- （3） 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- （4） 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- （5） 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- （6） 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (B地区)	県営ほ場 整備事業	木戸川 第2工区	福島県	96.6ha	昭和 48～ 昭和 56	0.7ha 用排水路 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、防災集団移転促進事業に供する農地である。また、防災集団移転促進区域Ⅲ地区（前原地区）住民からの要望のあった箇所であり、同地区及び他移転元地からの移転住民の新たなコミュニティを形成するために住宅団地を造成するもので、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H26.8）並びに檜葉町土地改良区（H26.8）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・集落に隣接するため営農環境に与える影響は小さく、既設水路の流れを阻害しないよう敷地を設定する。周辺に建物がないことから日照上の影響がない計画となっている。また、住宅への給水は公共水道で、敷地内の排水処理については排水流量計算により既存の流下水路に影響のないよう防災対策を講じる。									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農林振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (C地区)	団体営ほ 場整備事 業	下井出	檜葉町土 地改良区	33.5ha	昭和 50～ 昭和 53	6.8ha 用排水路 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、運行再開したJR常磐線の竜田駅や、整備が進められている県道小埜・上郡山線、県道広野・小高線に近く、地域の活動における多様な機能の結節拠点となり得ることや、復興の加速及び帰町促進に資する事業に従事する企業や研究機関などの事業用地等として利便性の高い地区であるため、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会(H28.7)並びに檜葉町土地改良区(H28.7)と調整済み。
	基盤整備 促進事業	下井出	檜葉町土 地改良区	33.5ha	平成 10～ 平成 15	6.8ha 水路	完了	補助	
	非補助ほ 場整備事 業	高橋	檜葉町土 地改良区	2.2ha	平成 10	2.2ha	完了	単独	
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・整備中は土砂流出防止柵を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、擁壁を計画し土砂流出を防ぎ、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、また敷地境界から日照上の影響がない距離をとるよう計画する。									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (D地区)	県営ほ場 整備事業	北田	福島県	23.6ha	平成4 ～平成10	0.5ha 用排水路 パイプライン 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、土地利用計画アクションプランにおいて医療・福祉施設ゾーンに位置づけられており、診療所に供する農地である。本町においては、地域住民や廃炉・除染に携わる作業員に対する医療の確保が課題となっていることから、診療所用地を造成するもので、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H26.11）並びに檜葉町土地改良区（H26.11）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を1～2カ所に集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、また敷地境界から日照上の影響がない距離をとるよう計画する。									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農林振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (E地区)	県単土地 改良区事 業	須賀作	土地改良 区	4.8ha	昭和 58～ 昭和 59	0.6ha 用排水路	完了	補助	当該予定地は、現在、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業従事者の拠点となっているJヴィレッジについて、2020年東京オリンピック前に復興・再整備することにより、力強く復興する福島の姿を国内外に発信することとしている。そのため、新たな廃炉関連企業の拠点整備が急務となっており、楡葉町内に事業施設の整備が求められており、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、楡葉町農業委員会（H27.6）並びに楡葉町土地改良区（H27.6）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を1～2カ所に集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、農用地北側になることから日照上の影響がない配置をとるよう計画する。									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- （注）(1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (F地区)	第2次農 業構造改 善事業	下繁岡	土地改良 区	34.4ha	昭和 51～ 昭和 53	7.7ha 3.2ha 用排水路	完了	補助	当該予定地は、土地利用計画アクションプランにおいて産業用地ゾーンに位置付けられている。本町においては、雇用の場の創出が急務となっていることから、産業用地を造成するもので、必要やむを得ない事情である。 H28.10 当該事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H27.6） H28.10 並びに檜葉町土地改良区（H27.6）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を1～2カ所に集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は浄化槽により処理する。建設する建物は低層であり、日照上の影響がない配置をとるよう計画する。</p> <p>また1期分事業予定地内に農道及び用水路が存在するが、敷地造成により使用不能となるため、事業予定地内に付替え用の農道及び用水路を整備し、周囲の農地管理に影響を及ぼさないよう計画する。なお、2期分事業予定地内及び用排水の下流地域には用水路が存在するが、2期分事業予定地内については農地の全てが事業区域内となり、農地が残らない。また、用排水の下流地域の農地はほぼ全てが除染廃棄物仮置場として使用され、地権者からも除染廃棄物の撤去後も営農する考えが無いということを確認しており、町としては農地復旧と営農再開は難しいと考えられることから、農地以外での土地利用を行うこととし、2期分及び下流地域への用水路の機能補償等は行わない。</p>									
③該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名：G地区(中満地区)「コンパクトタウン事業(防災集団移転促進事業・災害公営住宅整備事業・宅地造成事業(1期分・2期分)商業・交流施設整備事業)」
(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (G地区)	県営ほ場 整備事業	北田	福島県	23.6ha	平成4 ～平 成10	13.1ha 用排水路 パイプライン 暗渠排水	完了	補助	当該予定地は、土地利用計画アクションプランにおいて住居ゾーンと商業・交流施設ゾーンに位置づけられており、宅地造成事業、商業・交流施設整備事業に供する農地である。帰還町民、楡葉町以外の長期避難者、就業者、研究者のたに居住地を確保することと、医療商業居住地を隣接することにより住民の利便性やコミュニティ形成のため、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、楡葉町農業委員会（H28.2）並びに楡葉町土地改良区（H28.2）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲においてU字溝、雨水排水処理を集約して土砂流出を防止する。施設への給水は公共水道であり、排水は公共下水道へ接続し、処理する。建設する建物は低層であり、日照上の影響がない配置をとるよう計画する。									
③該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農林振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (H地区)	団体営ほ 場整備事 業	波倉	檜葉町土 地改良区	26.7ha	昭和 47～ 昭和 49	4.8ha 用排水路	完了	補助	檜葉町復興計画(第二次)において「再生可能エネルギーの産業化」について、農地を利用した太陽光発電事業の導入推進を進めるとしており、当該予定地は東日本大震災において津波の被害を受けた地区で、太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入に取り組み、津波被災地区の復興を図ることが重要であり、必要やむを得ない事情である。 当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H27.11）並びに檜葉町土地改良区（H27.10）と調整済み。
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲フェンスを設置し施設の管理を明確にする。雨水排水処理は既存の農業用排水路を利用し処理を行なう。建設する施設は低層であり、周囲の農用地には日照上の影響がない配置をとるよう計画する。									
③該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。									

- （注）(1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農林振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

①農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
土地利用 計画図 (Q地区)	団体営ほ 場整備事 業	木戸川 第2工区	福島県	96.3ha	昭和 48～ 昭和 56	1.6ha 用排水路	完了	補助	<p>檜葉町復興計画(第二次)において、カントリーエレベーター、農業低温倉庫、水稻育苗施設等の農業関連施設整備を重点目標として挙げており、震災前の主力作物であった水稻を再生することが重要と考え、低コスト・省力化栽培技術等も組み入れ、少ない農業者でも効率の良い経営が見込まれることもでき、飼料用米や高付加価値米の安定生産にも期待できるカントリーエレベーター、農業低温倉庫、水稻育苗施設等の農業施設は必要やむを得ない事情である。</p> <p>当事業を実施することに関しては、檜葉町農業委員会（H28.9）並びに檜葉町土地改良区（H28.9）と調整済み。</p>
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・整備中は土砂流出防止柵等を設けるとともに、整備後は周囲フェンスを設置し施設の管理を明確にする。雨水排水処理は既存の農業用排水路を利用し処理を行なう。周囲の農用地には日照上の影響がない配置をとるよう計画する。</p>									
③該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>・他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画の変更を行う予定。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。